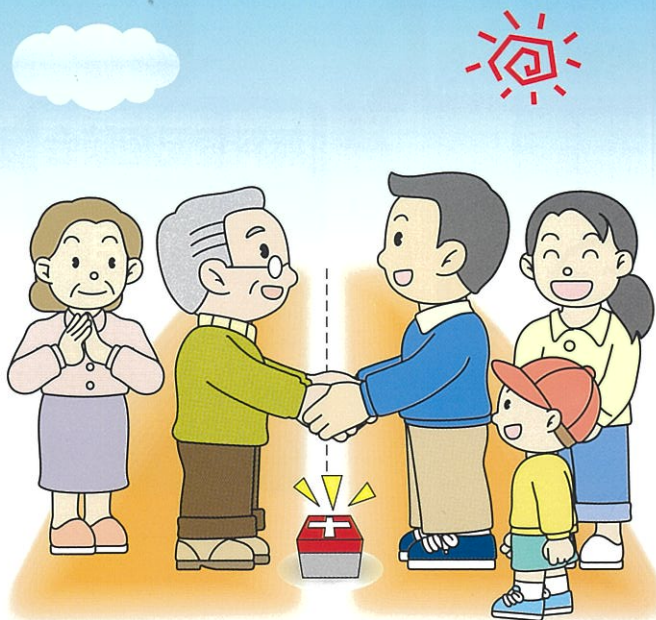


境界のトラブル ご相談下さい

ゆっくりじっくり

シコリを残さず解決しませんか



境界問題相談センターふくい

協働

福井県土地家屋調査士会
福井弁護士会

境界紛争解決までの流れ

境界問題相談センターふくい

(土地家屋調査士・弁護士 協働)

公正

中立

柔軟

電話による受付

境界でお悩みの方

無料登記相談会

毎年10月

(県下 数会場)

毎月第3水曜日

(土地家屋調査士会館)

事前調整

相談内容の整理、
資料の確認・収集
相談センター活用の
説明

相談

土地家屋調査士…2名
弁護士…1名
問題点の整理
問題解決手続き選択
のアドバイス
調停手続の説明
および 申込受付

調停

土地家屋調査士…2名
弁護士…1名
話し合いによる
協同的解決手続
必要に応じて
調査・測量・鑑定

調停成立

和解契約書の作成
必要に応じて
境界標の設置
登記手続等

法務局

筆界特定制度

裁判所

筆界確定訴訟等

取下

不成立

● 調停成立までの費用

相談

相談手数料 …… 20,000円/回

資料収集費用 … 20,000円/回

調停

申立手数料 …… 20,000円/件

期日手数料 …… 50,000円/回

成立手数料 …… 120,000円から

書面作成費用 …… 20,000円/件

補助業務

調査・測量・境界鑑定費用

(事前に見積りします)

● 調停成立後の費用

諸費用

境界標設置費用

登記手続費用

登録免許税・印紙税

合意内容を履行するための諸費用

「境界問題相談センターふくい」は、土地の境界がよくわからないために発生するトラブルを専門家(土地家屋調査士・弁護士)を交えてお隣同士で話し合い、円満に解決する手続です。

土地家屋調査士の主な仕事

私たちは土地や建物に関する仕事を通じて、皆さまの財産を守るお手伝いをしています。こんな時、土地家屋調査士をご活用下さい。

土地に関して

- 筆界や面積を知りたいとき(調査・測量)
筆界を調査測量し、現地を測量して面積を調べます。
- 分筆したいとき(分筆登記)
相続・贈与、または売買などのために、1筆の土地を2筆以上に分けます。
- 宅地に変更したとき(地目変更)
登記の地目を現況に合わせます。

建物に関して

- 新築したとき(建物表題登記)
建物を新築したときや、建売住宅を購入したとき。
- 増築したとき(建物表題変更登記)
建物を増築したときや、車庫などの附属建物を新築したとき。
- 建て替えをしたとき
(建物滅失登記 ⇒ 建物表題登記)
古い建物を取壊して、新しく建物を建築したとき。



ひと・とち・みらい はーもにー

土地家屋調査士

まずは、お手軽にご相談下さい。
ご相談にお越しの際は、事前に
電話でお申し込み下さい。

相談内容等の秘密は厳守します。

境界問題相談センターふくい
TEL 0776-33-2770

〒918-8112
福井市下馬2丁目314番地
(福井県土地家屋調査士会館内)



相談日：毎月第3水曜日(要予約)

10月には県下数会場にて、
無料登記相談会を実施しております。

